

入札説明書

ニホンザル管理対策事業業務委託に係る令和 6 年 11 月 22 日付け双葉町公告第 15 号に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に付する事項

(1) 番号

6 双農第 11 号

(2) 業務の名称

ニホンザル管理対策事業業務委託

(3) 業務の場所

双葉町内(帰還困難区域を含む。ただし中間貯蔵施設区域は除く。)

(4) 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日まで

(5) 仕様書

別紙「ニホンザル管理対策事業業務委託仕様書」のとおり

2. 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の認定を受けた事業者であること。

(1) 公告日時点で、東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に本社、本店、支店又は営業所を有している事業者であること。

(2) 有効な「麻薬研究者免許証」を保有する者を作業従事者として配置できる事業者であること。

(3) 本件入札に係る公告日から過去 5 年以内に、官公庁等の発注におけるニホンザルの生息状況調査を東北地方にて履行した実績を有する事業者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない事業者であること。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。(更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた事業者を除く。)

(6) 本件入札に係る公告の日から入札執行までの間に、双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和 62 年訓令第 2 号)による指名停止を受けていない事業者であること。

- (7) 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札(開札日)に参加できないものとする。

3. 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加者は、2の入札参加資格に掲げる入札参加資格条件を有することを証するため次の書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
- ①一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)
 - ②様式第3号に示す添付書類
- (3) 受付期間
- 公告の日から令和6年12月4日(水)
- 午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日を除く)
- (4) 提出先
- 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
- 双葉町役場 農業振興課
- (5) 提出方法
- 郵送又は持参とする(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留で送付とし、12月4日(水) 午後5時必着とする。)
- (6) 提出部数
- 各2部
- (7) 一般競争入札参加資格設定審査結果通知書の送付
- 令和6年12月9日(月)

4. 入札の方法等

- (1) 入札方法：一般競争入札
- (2) 入札時に必要な書類等
- ア入札書
- イ委任状(代理人が入札する場合)
- (3) やむを得ない事態が発生した時は、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。
- (4) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 入札(開札)日時：令和6年12月18日(水) 午後1時30分から
- 入札(開札)場所：双葉町役場 大会議室1 (1階)
- 入札(開札)の立会：1名とする。
- (6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- イ 指定の日時までに入札書が提示されないとき
- ウ 委任状・入札書への記名押印を欠くとき
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- オ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき
- カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(7) 入札執行回数

入札執行回数は回数を定めない。

(8) 再入札

予定価格の制限範囲内に達する入札が無い場合は、入札最低価格を発表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書(押印のあるもの)を複数準備すること

再入札の場合も指定の様式で入札額を記載・押印した入札書を提出すること。

再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内で、最低の価格の申し込みをした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定によるくじにより落札者を決定する。

ウ 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

5. 入札保証金

(1) 一般競争入札参加資格があると認められた者で一般競争入札の参加を希望する者(以下「入札参加者」)は、双葉町財務規則第114条の規定により入札保証金を納入しなければならない。

(2) 入札保証金の免除を希望する入札参加者は、入札保証金免除申請書(様式第10号)を町長に提出し、双葉町財務規則第115条の規定に該当すると認められた場合に、入札保証金を免除するものとする。

ア 受付期間

一般競争入札参加資格確認通知があった日から入札日の３日前までの
午前９時から午後５時までとする。（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

イ 提出先

双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4
双葉町役場 農業振興課

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留で送付とし、入札日の
３日前の午後５時必着とする。）

6. 支払い条件

- (1) 前金払：無し
- (2) 部分払：無し

7. 契約保証金

- (1) 落札者は、双葉町財務規則第 9 7 条の規定に基づき、契約保証金を納入しなければならない。

ただし、双葉町財務規則第 9 8 条の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8. 契約

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書等の作成等
 - ア 双葉町財務規則第 94 条に基づき契約書を作成する。
 - イ 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。
 - ウ 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

9. 質問に関する事項

- (1) 質問の提出方法

仕様書等の記載内容に質問がある場合は、入札説明書に関する質問書(様式第 1 号)に記載し、双葉町農業振興課宛に FAX 又はメールにて送付すること。

FAX : 0240-33-0070

E-mail : nougyo-s@town.futaba.fukushima.jp

また、質問した旨を必ず提出先である双葉町農業振興課へ電話連絡すること。

TEL : 0240-33-0128

(2) 質問受付期間

公告した日から令和 6 年 11 月 29 日(金) 午後 5 時まで

(3) 質問への回答

回答については、令和 6 年 12 月 2 日(月)まで（ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）に、双葉町のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

双葉町ホームページ：<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

10. その他

- (1) 入札に必要な書類の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を第三者に漏らしてはならず、本件業務手続以外の目的に供してはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が 2 の入札参加資格の要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。